



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月 2,200円

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

### ○ 公安委員会規則

\*4 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

346 生活保護法による指定医療機関の廃止

(福祉保健総務課)

347 生活保護法による医療機関の指定( " )

348 " ( " )

349 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

350 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 ( " )

351 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)

352 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 ( " )

353 紀北地域森林計画の変更 (林業振興課)

354 紀中地域森林計画の変更 ( " )

355 紀南地域森林計画の変更 ( " )

### ○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

### ○ 監査公表

監査公表第9号

監査公表第10号

監査公表第11号

監査公表第12号

監査公表第13号

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月21日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第11条の5第2号中「留置場」を「留置施設」に改める。

第12条中「5課」を「4課」に、「地域指導課」を「地域指

導課」に改める。

第13条中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 探偵業に関すること。

第15条に次の3号を加える。

(6) 機動遊撃隊の運用に関すること。

(7) 鉄道警察隊の運用に関すること。

(8) 警察航空隊の運用に関すること。

第17条を削る。

第18条中「地域執行課」を「地域指導課」に改め、同条を第17条とする。

第18条の2中「地域執行課」を「地域指導課」に改め、同条を第18条とする。

第18条の3中「地域執行課」を「地域指導課」に改め、同条を第18条の2とする。

第20条に次の1号を加える。

(8) 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析及び技術支援に関すること。

第21条中「4課」を「5課」に、「捜査第一課」を「刑事企画課」に改める。

企画課  
第一課に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び調査に関すること。

(2) 犯罪の捜査一般に関すること。

(3) 刑事法令及び捜査技術の研究に関すること。

(4) 刑事警察の教養に関すること。

(5) 刑事事件の公判対応に関すること。

(6) 指名手配被疑者等の登録及び照会に関すること。

(7) 他の都道府県警察との捜査の共助に関すること。

(8) 捜査情報分析支援室の運用に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課に属しない事務に関すること。

第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2 刑事企画課に、捜査情報分析支援室を附置する。

2 捜査情報分析支援室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 捜査装備品の研究及び開発に関すること。

(2) 犯罪統計に関すること。

# 和歌山県報 第1944号

平成20年3月21日(金曜日)

(3) 犯罪の捜査に必要な情報の収集、整理その他犯罪の捜査に必要な情報に関すること。

第23条を次のように改める。

第23条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 犯罪の捜査に関する事務（他の部課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 移動警察に関する事務。

(3) 性犯罪捜査指導に関する事務。

(4) 特殊犯事件捜査室の運用に関する事務。

第23条の次に次の1条を加える。

第23条の2 捜査第一課に、特殊犯事件捜査室を附置する。

2 特殊犯事件捜査室においては、特殊犯事件捜査に関する事務をつかさどる。

第25条に次の1号を加える。

(6) 国際捜査共助に関する事務。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条の5第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廢 止 年月日
御薬 16-16	わかば薬局	御坊市湯川町財部725 番地の8	平成 20.2.29

### 和歌山県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
御薬 21-19	わかば薬局	御坊市湯川町財部722 番地の5	平成 20.3.1

### 和歌山県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田薬 48-19	有限会社出嶋薬局 たきない店	田辺市たきない町2980 番58	平成 20.3.6

### 和歌山県告示第349号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30110003 24	ふれあい工房	橋本市東家6-347-5	就労移行支援	特定無し	特定非営利活動法人地域サポートセンター	橋本市市脇1-1-1	平成 20.4.1	平成 26.3.31

### 和歌山県告示第350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
30110003 24	ふれあい工房	就労継続支援 B型	利用定員	20名	14名	平成 20.4.1

平成20年3月21日(金曜日)

## 和歌山県告示第351号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 実施の目的

- (1) 結核病の発生予防のため
- (2) 腐そ病の発生予防のため
- (3) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (4) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 牛流行熱の発生予察のため
- (8) イバラキ病の発生予察のため
- (9) アカバネ病の発生予察のため
- (10) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (11) チュウザン病の発生予察のため
- (12) ブルータングの発生予察のため

## 2 実施する区域

- (1) 結核病検査 紀北家畜保健衛生所の管轄区域
- (2) 腐そ病検査 県内全域
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 紀美野町、有田川町
- (6) 馬伝染性貧血検査 和歌山市、海南市
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (12) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 結核病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 腐そ病検査 みつばち
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊  
又は山羊の死体

- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 鶏（1,000羽以上飼養する全ての採卵鶏農場に限る。）
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) ブルータング検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

## 4 実施の期日

- (1) 結核病検査 平成20年4月1日から平成21年7月31日まで
- (2) 腐そ病検査 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成20年4月1日から平成21年1月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (7) 牛流行熱検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) イバラキ病検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アカバネ病検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アイノウイルス感染症検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

- (11) チュウザン病検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) ブルータング検査 原則として平成20年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

## 5 検査の方法

- (1) 結核病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法

平成20年3月21日(金曜日)

- (2) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)及びその他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応(平板急速凝集反応)
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (7) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) ブルータング検査 臨床検査及び血清学的検査

**和歌山県告示第352号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**1 実施の目的**

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため

**2 実施する区域**

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (4) アカバネ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域

**3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲**

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛

- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)

**4 実施の期日**

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (3) イバラキ病予防注射 平成20年4月1日から平成20年7月31日まで
- (4) アカバネ病予防注射 平成20年4月1日から平成20年7月31日まで
- (5) チュウザン病予防注射 平成20年4月1日から平成20年7月31日まで
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 平成20年4月1日から平成20年7月31日まで
- (7) 豚丹毒予防注射 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (8) 流行性脳炎予防注射 平成20年4月1日から平成21年7月31日まで

**5 注射の方法**

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射については、牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射については、牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射については、イバラキ病予防液を皮下に注射する。
- (4) アカバネ病予防注射については、アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射については、チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射については、アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射については、豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射については、次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。
  - ア 経産豚 1回
  - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

**和歌山県告示第353号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀北地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振

# 和歌山県報 第1944号

平成20年3月21日(金曜日)

興課、海草振興局産業振興部林務課、那賀振興局産業振興部林務課及び伊都振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第354号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀中地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局産業振興部林務課及び日高振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第355号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき紀南地域森林計画を変更したので別紙のとおり公表する。

なお、別紙は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局産業振興部林務課及び東牟婁振興局産業振興部林務課に備え付け、縦覧に供する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 公 告

### 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	海南省小野田字切れ池尻224番3、225番5、249番、250番、251番、小野田字切れ池内256番1、水路敷
許可を受けた者の住所及び氏名	海南省小野田258番地 アイセン工業株式会社 代表取締役 篠谷順彦

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成20年2月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣平高男  
和歌山県監査委員 築野富美

和歌山県監査委員 前芝雅嗣

和歌山県監査委員 浅井修一郎

### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山県文化財センター	平成20年2月25日
社団法人畜産協会わかやま	"
和歌山地方税回収機構	"
財団法人和歌山健康センター	"
財団法人和歌山県老人クラブ連合会	"
社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会	"
重根土地区画整理組合	"

### 2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

### 和歌山県監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成20年2月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣平高男

和歌山県監査委員 築野富美

和歌山県監査委員 前芝雅嗣

和歌山県監査委員 浅井修一郎

### 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人わかやま産業振興財団	平成20年2月28日
社団法人わかやま森林と緑の公社	"
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	"
わかやま公園管理協会	"

### 2 監査の結果

#### (1) 懸案・改善事項

財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未収金については、約209万円を回収し、約1,019万円を償却処分した結果、平成18年度末で約2億4,821万円となり、前年度に比し約1,074万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後も引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まれたい。

社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林

平成20年3月21日(金曜日)

漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成18年度末の借入金残高は、約144億3,000万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。

一方、近年木材価格は下落傾向にあり、木材の売却収入に悪影響を来すことが想定されるなど、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後、他都道府県の動向を注視しながら、これまでの取組の結果を踏まえ、公社分収率引き上げを図るための分収林契約の変更など、経営改善計画に基づく経営改善を強力に推進されたい。また、新しい経営改善計画については、長期的な見通しに立って、木材価格の低迷等の厳しい状況を踏まえ策定されたい。

#### 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

生活福祉資金等貸付金の未償還額については、平成18年度末で約4億700万円に達している。

今後も引き続き、貸付時の適切な審査に努めるとともに、市町村社会福祉協議会等と連携しながら、組織一丸となって、債権管理に取り組まれたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

#### 和歌山県監査公表第11号

平成19年11月20日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 前 芝 雅 瞨  
和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

#### 1 総務部

(1) 監査実施年月日 平成19年8月24日

#### (2) 監査の結果

県税収入の確保については、県税徵収対策本部の設置や特別徵収チームによる困難事案の整理等、組織的な徵収対策に取り組まれた結果、平成18年度では、県税収入率が96.8%と0.8ポイント増加し、収入未済額（個人県民税を除く。）も前年度に比し約1億2,282万円減少するなどの成果が出ている。今後も一層の税収確保及び税負担の公平の確保を図るよう努められたい。

また、個人県民税についても、前年度に比し約7,841万円減少しているが、徵稅職員の派遣や地方税法（昭和

25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徵収を継続実施するなど、今後も市町村と連携を図り、収入の確保に努められたい。

(税務課)

#### (3) 監査結果に基づき講じた措置

##### ア 県税徵収対策本部の設置

平成15年度より毎年度設置し、徵収目標を掲げ、その達成に向け進行管理を徹底している。

##### イ 特別徵収対策チームの設置

平成16年度より本庁税務課に設置し、高額かつ困難な事案を処理している。

##### ウ 納稅推進員の配置

平成16年度から各県税事務所に配置、自動車税を中心に電話催告、文書催告、臨戸徵収などを実施している。

##### エ 税収確保に向けた市町村との連携

市町村課とともに市町村との税収確保に向けた研究会を開催し、収入率向上に向けたスキームや徵収活動のあり方を検討している。また、市町村との共同事業（合同公売、共同催告、滞納整理強化月間の設定、ショッピングセンターでの休日納稅窓口開設等）を実施している。

##### オ インターネット公売の実施

平成18年度から実施しているインターネット公売は、本年度これまでに6回実施している。42件を出品し、売却金額は725万3,000円となっている。全国各地から入札可能であるところから効果が高く、今後も実施予定である。

##### カ 市町村への県の徵稅吏員を派遣

個人県民税は、税源移譲により今後毎年約3億円の未済額増が予測される。対策として市町村への派遣を充実させ（平成18年度2市町村、平成19年度8市町村）、市町村の滞納整理活動を支援していく。

##### キ 地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徵収の実施

平成17年度から全県税事務所で実施中。平成19年度は1億3,000万円余を引き受け、12月末現在で26%の徵収率（参考：平成18年度の個人県民税滞納分収入率は、16.4%）となっている。

#### 2 環境生活部

(1) 監査実施年月日 平成19年8月23日

#### (2) 監査の結果

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッヂ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度から関係者に対して費用の請求を行っているところであるが、平成18年度末における未収金は、約11億2,172万円となっている。早期の回収は、困難と思われるが、

今後も未納者の状況把握を十分行い、適正な債権管理を行われたい。

(廃棄物対策課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

橋本市内の不適正処理に係る行政代執行費用については、求償の対象である法人は倒産状態、役員3名については無資力なため、少額での分納で対応してきたが、平成18年1月を最後に納入が滞っていた。その後平成19年5月から分納を再開させたものの、病気による入退院を繰り返しており、平成19年11月分及び12月分は再び未納となっている。今後も納付が滞らないよう指導していく。また、広川町内の不法投棄に係る行政代執行費用については、求償の対象者3名のうち1名は死亡し、相続放棄がなされているが、1名から分納の申出があり、平成18年9月から分納を開始している。残り1名については所在不明であったが、所在の情報を入手したので、今後確認次第、納付指導を行い、未収金の縮減に努めていく。

3 福祉保健部

(1) 監査実施年月日 平成19年8月24日

(2) 監査の結果

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成18年度末で約3,544万円となっており、前年度に比し約189万円の増加となっている。

ここ数年は毎年増加傾向であるため、今後もより一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を図り、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成18年度に約166万円の不納欠損処理を行うなどにより、平成18度末現在約1,033万円となり、前年度に比し約64万円の減少となっている。

今後も未収金の発生、増加の防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比し約36万円減少し、未償還金の回収に努力されているが、平成18年度末でなお、約4,732万円の未償還金がある。

今後も未償還金の回収及び新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時における償還指導の徹底を一層図り、過年度分の未償還金については、電話又は文書による督促、夜間及び休日訪問、未償還者の生活実態による分割償還指導並びに連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、前年度に比し約96万円減少し、平成18年度末で約1,583万円となっている。

今後も市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなど、未償還金の発生を抑止するとともに、母子福祉指導員(償還指導員)を積極的に活用するなど、組織的に取り組まれ、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

(子ども未来課)

オ 児童福祉施設負担金の平成18年度決算における収入未済額は、約2,436万円であり、前年度に比し約104万円増加している。

今後も新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年度に比しわずかに減少し、徴収については努力されているが、今後も戸別訪問等により滞納者の実態把握をし、適切な指導を行うなど、債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど、厳格な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置付け、取り組んでいる。各振興局においても被保護者に対し、収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。また、未納者に対しては、家庭訪問による償還指導を行うほか、一括返還が困難な場合には、世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還の指導を行うなど、粘り強い指導に努めている。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、未償還者に対し文書又は電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて、夜間、休日等を含め、家庭を訪問し、償還指導を行っている。今後も引き続き未償還者の実態把握に努め、必要に応じ分割納付の

平成20年3月21日(金曜日)

方法を採るなど、未償還金の回収に努めていく。

また、入所措置をする際に扶養義務者に対し、負担義務について理解を得るよう十分説明を行い、未収金の発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

ウ 母子寡婦福祉貸付金の未償還金については、未償還者に対し文書又は電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて、夜間及び休日を含め、家庭を訪問し、償還指導を行っている。今後も引き続き未償還者の実態把握に努めるとともに、必要に応じ分割納付の方法を採るなど、未償還金の回収と発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対し文書又は電話により定期的に催促を行うとともに、必要に応じて、夜間及び休日を含め、家庭を訪問し、回収に取り組んでいるところである。今後も引き続き市町村と連携し、受給者の児童扶養手当制度への理解を高め、未収金の回収と発生防止に努めていく。

(子ども未来課)

オ 児童福祉施設負担金の未収金については、児童相談所において早期回収と新たな未収金を防ぐべく、納入指導等について組織的な取り組みを実施している。

今年度においては、滞納者に対する電話及び戸別訪問を実施し、平成19年末現在で、滞納者51件のうち、12件が完納となった。また、新規の滞納者は発生していない。

今後も入所時の納入指導により未収金発生を未然に防ぐとともに、戸別訪問、納入指導等を徹底していく。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金の滞納者は、3件のうち、収入未済額の約8割を占める滞納者の相続人に係る相続放棄が、平成17年12月に確定したことから、放棄された相続財産からの納入を和歌山家庭裁判所田辺支部及び顧問弁護士と協議し手続を進めている。その他2件の滞納者については、電話及び戸別訪問による納入の督促を実施しているが、滞納者の資力がなく、計画的な返済ができない状況におかれているのが現状である。引き続き滞納者に対する電話及び戸別訪問による納入指導等を徹底していく。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金の整理につきましては、各振興局健康福祉部において文書、電話等による納入指導の徹底を行っているが、今後も、夜間及び休日の戸

別訪問を更に強化し、返還金の早期回収を行えるよう努めていく。また、受給者に対し、返還金発生事由が生じた場合の申出義務を徹底させるとともに、町村との連携を密にして、未収金を発生させることのないよう指導強化を図っていく。

(障害福祉課)

## 4 商工観光労働部

(1) 監査実施年月日 平成19年8月23日

## (2) 監査の結果

中小企業振興資金貸付金については、競売や任意売却、連帯保証人への徵求等を行って、債権回収に取り組まれているが、前年度に比し約1億2,276万円の増加になっている。平成18年度末における収入未済額は約11億8,705万円と多額である。

今後もこれら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に努められたい。

また、延滞先が既に、事業廃止、倒産又は休業の状態にある場合については、速やかに抵当権の実行、連帯保証人への徵求等を実施し、債権の早期回収を進めるなど、なお一層、債権管理に努められたい。

(償還指導室)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉に取り組んだ。

また、破綻組合については、組合施設の処分は完了したため、連帯保証人への徵求に取り組み、早期回収に努める。

## 5 農林水産部

(1) 監査実施年月日 平成19年8月2日

## (2) 監査の結果

ア 農業改良資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、平成18年度末で約1,092万円となり、前年度に比し約218万円増加している。

新規滞納者についても、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら計画的償還の指導に努められたい。

(経営支援課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、未償還金合計は、平成18年度末で約2,644万円となり、前年度に比し約8万円増加している。

今後も貸付金の保全の委託先である漁協と連携を図りながら、計画的償還の指導に努めるとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

平成20年3月21日(金曜日)

(水産振興課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 農業改良資金貸付金の保全及び回収の委託先である和歌山県信用農業協同組合連合会とともに、借受者の経営状況及び経営方針を確認したうえで、関係農業協同組合とも連携しながら、分割償還計画に基づき債権回収に努めた。平成19年末現在、未償還金の残額は、約849万円、うち新規滞納者の残額は約205万円となり、平成18年度末時点に比し総額で約243万円、新規滞納者分では約153万円減少している。

(経営支援課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金に係る延滞者及び連帯保証人に対し、引き続き文書及び電話による督促を行うとともに、関係漁協の協力を得て個別面談を実施し、延滞者の経営状況の把握等に努め計画的に償還するよう指導を行った。更に、初めて償還を迎える貸付者に対して、新たな滞納が発生しないよう水揚げ金の計画的な留保等の指導に努めるとともに、未償還金の回収に関する法的措置及び業務上の相談業務契約を結んでいる弁護士の協力を得て行方不明者の追跡や相続人調査等において成果を上げることができた。

(水産振興課)

## 6 県土整備部

## (1) 監査実施年月日 平成19年8月22日

## (2) 監査の結果

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成18年度末で約1,670万円が収入未済となっているため、今後も未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課、道路建設課、河川課)

イ 県土整備部で管理している廃道敷地は、平成18年度末における未処理件数は、14件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げ及び現道復帰、資材置き場等有効利用計画等を検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

ウ 平成18年度の県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場の調定額の合計額は、約15億円で、平成18年度末の収入未済額は、約2億3,600万円と多額である。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努めているところであるが、職員も計画的に訪問するなど、より一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も各振興局及び住宅供給公社（委託分）への指導を強化し、債権管理に努められたい。

(住宅環境課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 工事請負契約及び業務委託契約の不履行に伴う違約金の未収金のうち、橋梁設計瑕疵に関する違約金については、損害賠償請求訴訟を提起しており、平成18年度には、相手方不動産に対する仮差押さえを実施するなど債権の保全に努めている。その他の違約金については、債務者が所在不明になっているなど徴収の困難なものがほとんどであり、各債務者について引き続き再調査を行い回収に努めている。今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに不納欠損処理すべきものについては、適正に処理を行っていく。

(技術調査課、道路建設課、河川課)

イ 廃道敷地の処分については、山間地に多いこと、未登記問題、形状等の理由など難しい課題もありますが、振興局建設部と協議を行い、払下げ、市町村等への移管、現道への復帰等案件ごとの処理方針を決め、早期処理に努めていく。

(道路保全課)

ウ 公営住宅の未収金については、住宅供給公社、各振興局及び委託管理人と連携し縮減に努めている。職員を含め計画的に夜間訪問するなど、組織的な取組を強化し、徴収実績の向上を図るとともに、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導や催促を行い未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、なお一層の適正な債権管理に努めていく。

(住宅環境課)

## 7 教育委員会

## (1) 監査実施年月日 平成19年8月23日

## (2) 監査の結果

地域改善対策進学奨学金等の未収金額が、平成18年度末で約5億4,793万円と、前年度に比し約6,809万円増加している。

また、特別会計の修学奨励金の未収金額についても、約219万円と前年度に比し約198万円増加している。

未納者に対し償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握をし、償還指導を行い、未収金の減少に努められたい。

また、今後発生する償還金についても、償還計画の指導により、債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

# 和歌山県報 第1944号

地域改善対策進学奨学金については、償還に対する理解や早期返還を促すため、隣保館等の協力を得て県内各地で償還相談会や家庭訪問を実施し、未納者の現状等により、計画的な償還や償還免除についての指導をきめ細かく行った。また、未納者全員に対し、督促状及び催告状を定期的に交付するとともに各市町村に貸与台帳等を配付し、償還の相談等に対応できるようした。

特別会計の修学奨励金については、口座振込による返還を徹底し、本人及び連帯保証人に対する文書、電話並びに休日及び夜間を含めた戸別訪問による早期の督促を行った。更に、関係各課で構成する未収金問題を検討するための会議を教育委員会重点施策プロジェクトの1つとして位置づけ、今後の対策について検討を行っている。

## 和歌山県監査公表第12号

平成19年12月28日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 前 芝 雅 瞽  
和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

### 1 西牟婁振興局

(1) 監査実施年月日 平成19年11月28日

(2) 監査の結果

#### 健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成18年度末で約702万7,000円の未収金となり、前年度末に比し約7万円の減少となっている。

今後も、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

#### 建設部

土木使用料（公営住宅及び駐車場）の収入未済額は、平成18年度末で約2,728万円（うち公営住宅に係るものにあっては約2,518万円、駐車場に係るものにあっては約210万円）となっており、前年度末に比し約449万円の減少となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の適用を図るなど、債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

#### 健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の償還滞納者について

平成20年3月21日（金曜日）

は、各関係機関の協力を得て情報収集し現状を把握しながら償還指導に努めている。

現年度償還分で口座振替できないケースについては、納付書による納入方法に切り替え、重点的に文書、電話、訪問等を行い指導に努めている。

新規申請に当たっては、事前協議及び面接調査を徹底し資金の目的や義務の意識付けをし、貸付後も母子相談を通じて適切な助言を行い、新規滞納の防止に努めている。また、過年度滞納者に対しては、訪問回数を重ね、実状に応じた方策を検討しながら積極的に償還指導に取り組み、その結果、少額ながらも定期的に償還され完納に繋がったケースもある。

今後も、関係機関との連携を密にし、検討会等を行なながら償還率の向上に取り組んでいく。

#### 建設部

土木使用料（公営住宅及び駐車場）の滞納者に対しては、徴収委託管理人と連携を図りながら電話督促、文書督促、臨戸訪問、夜間徴収等を行い、納付指導を行っている。

今後も、事務手続の徹底強化、家賃徴収の強化を行うとともに、担当職員と徴収委託管理人との連携をより一層深め、きめ細かな納付指導を行うことにより、未収金の減額に努めしていく。また、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、住宅の明渡し、滞納家賃の請求訴訟手続等法的措置を講じることとし納付指導の強化を図っていく。

### 2 紀南県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成19年11月28日

(2) 監査の結果

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成18年度末の収入未済額（個人県民税を除く。）は約2億163万円と前年度末に比し約3,578万円の減少となっている。個人県民税を加えると、約5億6,191万円（前年度末約3,639万円の減少。）となっている。

今後も、継続的な交渉や資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努め、厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。また、個人県民税については、関係市町村とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に基づき市町村から徴収引継を行ななど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 地域県税徴収対策本部の設置

平成19年度においても県税事務所長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、その中で策

# 和歌山県報 第1944号

平成20年3月21日(金曜日)

定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標で税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいるが、今後も一層の滞納整理の強化に努めていく。

## イ 個人県民税徴収対策

市町村との共同催告に加えて、地方税法（昭和25年法律第226号）第48条に基づく直接徴収に取り組んでいるが、今後も各市町村とより一層の協力体制の強化を図り、市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めている。また、今年度の新たな取組みとして、田辺市及び白浜町に県税事務所職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図っている。

## 3 和歌山県紀南児童相談所

### (1) 監査実施年月日 平成19年11月28日

### (2) 監査の結果

平成18年度末における児童福祉施設負担金の未収金は13名で約647万円となり、前年度末に比し約79万円の増加となっている。

平成18年10月から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づき利用者と利用施設とが契約を締結する制度が導入された。

このため、紀南児童相談所における児童福祉施設負担金の調定額は、今後、減少すると予測されるが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、未収額の縮減に向け、納付の指導体制強化に努められたい。

### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

児童福祉施設負担金の未収金については、当所の重点課題として所全体でその納入督促に努めているが、監査後の措置として、収納担当者とケース担当者との協力体制の強化を図り、新たに分納開始ケース2件、納付約束ケース1件の実績を挙げた。

今後も、引き続き納入促進に努力し、新規未納者の発生防止に努める。

## 和歌山県監査公表第13号

平成19年11月20日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年3月21日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣  
和歌山県監査委員 浅 井 修一郎

## 1 和歌山県こころの医療センター事業会計

### (1) 監査実施年月日 平成19年8月3日

### (2) 監査の結果

医業収益の過年度未収金整理については、未収原因や納入状況に応じて、未収金対策マニュアルを活用し、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

医業収益の過年度未収金については、未納者本人又は家族に対して、来院時の面接、電話、訪問による納付指導を継続して行っており、一括納付が困難な未納者には分納等による未収金の回収に努めている。

また、入院時に、患者、家族等に対して高額療養費制度や各種福祉制度の教示を行ったり、退院時の未精算者からは納付誓約書等を徴取するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収金の発生防止を図っている。

## 2 和歌山県工業用水道事業会計

### 和歌山県土地造成事業会計

### (1) 監査実施年月日 平成19年8月3日

### (2) 監査の結果

### 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、雑賀崎地区で2件17,206m<sup>2</sup>及び西浜地区で1件12,147m<sup>2</sup>の売却を行い、販売に努力されているが、依然、未処分地が約624,000m<sup>2</sup>残っている。

今後とも、関係諸機関との連携を図り、より一層保有土地の早期処分について努力をされたい。

### (3) 監査の結果に基づき講じた措置

### 和歌山県土地造成事業会計

関係部局との連携、企業誘致奨励金制度の活用等を図ることにより、平成19年12月末までに西浜地区で2件7,249m<sup>2</sup>を売却した。更に、事業用借地権制度の活用により、西浜地区で2件6,386m<sup>2</sup>を新たに賃貸し、土地の有効活用にも努めている。

今後も、一層関係諸機関との連携を図り、早期処分に努めていく。